昭和56年3月20日 議会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第130条第3項の規定 により、市議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分等)

- 第2条 傍聴席は、一般席、車いす使用者席、報道関係者席及び遮音設備を施 した特別傍聴席に分ける。
- 2 特別傍聴席を利用できる者は、保護者又は引率者が同伴する児童及び乳幼児その他議長が認めた者とする。

(平12議会規則1・平28議会規則1・一部改正)

(傍聴人の定員)

- 第3条 一般席の傍聴人の定員は、78人とする。
- 2 車いす使用者席の傍聴人の定員は、2人とする。
- 3 車いす使用者席を使用しようとする傍聴人が常時、介護人を必要とするものであるときは、当該介護人については、前項の定員の規定は、適用しないことができる。

(平12議会規則1・平28議会規則1・一部改正)

(傍聴券等の交付)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴証の交付を受けなければならない。

(傍聴券)

- 第5条 傍聴券は、会議当日受付で先着順により交付する。
- 2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴すること ができる。

(傍聴券への記入)

第6条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。

(平28議会規則1・一部改正)

(傍聴証)

- 第7条 傍聴証は、報道関係者その他議長が特に必要があると認めるものに交付する。
- 2 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴証に記載された期間に限り傍聴すること ができる。

(平28議会規則1・一部改正)

(傍聴人の入場)

第8条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券又は傍聴証を 提示しなければならない。

(傍聴券等の提示)

第9条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴券等の返還)

- **第10条** 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、 これを返還しなければならない。
- 2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が終わつたときは、これを返還しな ければならない。

(議場への入場禁止)

第11条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

- 第12条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - (1) 銃器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を 携帯している者
 - (3) ラジオ、拡声器、無線器、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第14条の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。
 - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - (5) 酒気を帯びていると認められる者

- (6) 異様な服装をしている者
- (7) その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員に前項第1号から第4 号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を 禁止することができる。
- 4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、保護者又は引率者とともに特別傍聴席を利用する場合及び議長の許可を得たときは、この限りでない。

(平28議会規則1・令5議会規則1・一部改正)

(傍聴人の守るべき事項)

- **第13条** 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
 - (3) はちまき、腕章の類を着用する等示威的行為をしないこと。
 - (4) 携帯電話等の通信機器その他音を発生する機器は、電源を切り、使用しないこと。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) みだりに席を離れないこと。
 - (7) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(令5議会規則1・一部改正)

(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)

第14条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(令5議会規則1・一部改正)

(係員の指示)

第15条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第16条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その 命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

(浦安町議会傍聴規則の廃止)

2 浦安町議会傍聴規則(昭和39年議会規則第2号)は、廃止する。

附 則 (平成12年9月4日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年6月10日議会規則第1号)

この規則は、平成28年6月13日から施行する。

附 則 (令和5年12月27日議会規則第1号)

この規則は、令和6年1月4日から施行する。